

〈C 2 1 英語学校 オリエンテーション資料〉

1. SSP作成のための準備物及び現地でのお支払い費用
2. 日本出国前の準備物
3. 出入国手続きについて
4. フィリピン、マニラの現地空港到着後の入国手続きについて
5. 空港でのピックアップ方法とピックアップ場所のご説明（お迎え）
6. ピックアップに問題が発生した場合のC 2 1職員への非常用連絡先
7. C 2 1 英語学校 学校規定事項
8. C 2 1 英語学校 寮規定事項

1. SSP作成のための準備物及び現地でのお支払い費用

□. SSP作成のための準備物

写真3枚 (2x2 size - 5.08 Cm * 5.08Cm)

※本校で手続きを行う際、100ペソ（約250円）で作成可能なので日本で準備なさる必要はございません。

※ビザ延長申請を行う場合、申請する度に1枚写真が必要になります。

□. 現地でお納めいただく費用

(1) 寮の保証金(2,500ペソ、\$50または¥5000)

※寮の保証金は退室時に施設及び備品に破損、損失等が無ければ100%返還致します。

(2) ビザ延長費用

※ビザを日本で取得せずに入国し、31日以上フィリピンに滞在される方にお納めいただきます。

※1か月に1度(30日毎)ビザを延長しなければなりません。

(3) EOP保証金：500ペソ (EOP未違反時、退室時に100%返金)

(4) 学校IDカード作成費用：500ペソ

(5) ACR I-CARD発行費用:3,000ペソ

※留学期間が59日以下の学生は、200ペソをお支払いくださることで59日間だけ有効な仮登録を申請できますので正式に発行する必要はありません。(正式発行時は1年間有効)

(6) SSP発行費用6000ペソ

※登校初日から必要になります。(登校初日に本校で手続きを行います。)

※最初の発行申請時にACRIカードの発行を正式に申請せず200ペソで仮登録を申請し、後でご留学期間を8週間以内(59日以内)から9週間以上(60日以上)に延長された場合、2次以降のビザ延長費用以外にACR I-CARDの正式発行申請費用3,000ペソをお納めいただいたうえで、SSPを再取得するために再度6,000ペソをお納めいただかなければならなくなりますのでお気を付け下さい。(SSPは申請時のACR-Iカードの有効期間までしか有効にならないためです。ACR I-CARDの仮発行時にはSSPも同様に59日間だけ有効のものになります。)

※6か月以上のフィリピン滞在時(本校への学生登録期間ではありません)には出国時に犯罪歴等が無いことを証明するためのECCを別に作成する必要があります。ECC作成費用は1,000ペソです。

2. 日本出国前の準備物

※語学留学でフィリピンに渡航される前に日本で準備していただく必要がある物

1. 必需品(※必ずお持ちください)

1) パスポート

※外出時にはパスポート、往復の航空券のコピーを必ず携帯してください。

2) フィリピンから日本または第三国へ出国する航空券

※通常はフィリピンから日本へ帰国する飛行機のチケットですが、フィリピンを出国できさえすればどの国行きでも構いません。

3) 日英、英日対訳の辞書もしくは電子辞書(フィリピンで買うことができません)

※英英辞書はフィリピンで日本より安く購入する事ができます。(種類はあまり多くありません)

4) 海外医療保険

※海外医療保険は加入するだけでなく、被保険者証等の保険適用時に必要な物を全てフィリピンまでお持ちください。

2. 準必需品(日本からお持ちいただけるようであればお役に立ちます。)

(1) 医薬品 ※基本的な薬は日本からお持ちください。(特に風邪薬)

(2) MP3プレーヤー、カメラ ※日本でご使用中のMP3プレーヤー、カメラをお持ちください。

※TOEICコース等、基本のESLコース以外のプログラムの方はCDプレーヤーをお持ちください。

(3) 靴、スニーカー、サンダル ※各一足ずつお持ちいただくと良いと存じます。

- (4) 予備のメガネ（コンタクトレンズ）※フィリピンでの価格は日本よりも高くなっております。
- (5) 文法書、英会話参考書 ※ご使用中の物をお持ちください。（多過ぎると荷物になります）
- (6) 国際キャッシュカード
※どの銀行の物でも構いませんが、1つだけでもお持ちいただければ便利だと存じます。
- (7) 水着、サングラス等
※日本からお持ちいただく方が良いと存じます。（現地でもご購入いただけます。）
- (8) 筆記用具 ※シャープペンシルの芯、ノート等は日本の物の方が良質だと存じます。
- (9) 衣類
※日本の物の方が良質だと存じます。必要量の目安は後述のチェックリストをご参照ください。

3. 準準必需品（必要に応じてお持ちいただくかをお決めください。）

- 1) ノートパソコン
※必要な物ではありませんが、あれば便利なものです。CDプレーヤーの代わりにもなります。
- 2) 各種証明書類（国際学生証、国際免許証等）
※海外医療保険被保険者証は前述の通り必ずお持ちください。
- 3) 帽子、傘 ※日本の物の方が良質だと存じます。
- 4) クレジットカード（ビザ、マスターカードなど）
※フィリピンで使用できることをご確認の上でお持ちください。
- 5) 日本のお土産
※仲良くなったフィリピンの方々にお土産として渡すのも良いかと存じます。

4. お持ちになる必要の無い物

- 1) トイレットペーパー、生理用品、ストッキング
※フィリピンでも日本とほぼ同じ価格で購入可能です。
（買い物に行くまでの期間で必要になる少量はお持ちください。）
- 2) 目覚まし時計 ※日本よりも安価で購入可能です。
- 3) 日本食品 ※荷物に余裕があるようでしたらお持ちいただくのも良いかと存じます。
- 4) ムース、スプレー、ドライバー等 ※飛行機内持ち込み禁止の物品です。

5. 持ち物チェックリスト（例に過ぎません。必要量は各人で異なります。）

- 1) 医薬品 ※風邪薬、頭痛薬、湿布、下痢止め、消化剤、解熱剤、鎮痛剤、絆創膏、消毒薬、その他
- 2) 衣類
※ジャージ、長袖（2枚程度）、半袖（5枚程度）、長ズボン（3枚程度）、半ズボン（3枚程度）、下着（5枚程度）

3. 出入国手続きについて

航空事情で飛行機が遅延になる場合、学生がしなければならない処置要領

当日、現地事情で飛行機の時間が延長、又は中止になった場合、空港で C21 英語学校学生として変更された日程を通知してください。事情変更がない場合はピックアップ費用が再度、請求されることもあります。C21 英語学校は、月曜日から金曜日まで業務を実施し、フィリピンの公休日、土曜日、日曜日は業務を行っていません。業務時間は **09:30 ~ 18:30 (日本時間基準)** です。

よって、業務時間以外には E メール確認を行えないため、飛行機遅延などの緊急の場合には必ず下のライン ID にメッセージを送っていただくか、下の電話番号に連絡をお願い致します。

●日本人学生

- 1. ライン連絡先(ID : c21friend *連絡が出来ない場合 ID : ilovec21)
- 2. ラインで連絡がとれない場合は電話をしてください
050-5534-8288 (日本：日本語市内通話料金適用)
+63-943-725-8277 (フィリピン：日本語)
+63-922-850-8278 (フィリピン：日本語、英語)
+63-922-886-4329 (フィリピン：英語)

※フィリピン現地で電話をする場合 +63 を抜かし“0”を付けて連絡 ex) 0922-886-4329

C21 にいらっしゃる学生は、出国 5 日前までにご本人様のお写真を ilovec21@hanmail.net までお送りください。

メールをお送りの際は、以下の項目をメールの件名にご記入ください。

留学エージェント名または所属団体/お名前/ピックアップ用のお写真（お写真を添付して送信してください。）

お写真は留学生在が現地空港到着後、ピックアップ場所に辿り着けず、スタッフにお会い出来なかった場合に備えた物です。

予定の時間にピックアップ場所にいらっしゃらなかった場合、2人のピックアップスタッフの内1人はピックアップ場所に待機し、もう1人がお送りいただいたお写真を参考にして空港内のピックアップ担当者が入れる限界の場所まで学生の皆様を探しに参ります。

※修正したお写真ではなく、学生の顔がよく分かるお写真をお送りください。現在のお姿と同じお写真をお送りいただくと、スタッフが認識しやすいので学生の皆様にご不便をお掛けせずに済むかと存じます。

下記のピックアップ関連事項を必ずお読みください。

フィリピンの空港に到着されてからは、案内通りに行動していただければC21英語学校のピックアップスタッフとお会いになれますので、ご心配なさる必要はございません。

それではフィリピンでお会いしましょう。

1. 出発前の準備事項

日本の空港で行われる出国手続きについてですが、フライト予定時間の1時間30分前までには日本の空港に到着し、出国手続きを行ってください。日本での出国手続きは比較的簡単に終わらせるでしょう。

空港職員が日本人なので何かご不明な点がございましたら空港職員にお尋ねください。

搭乗手続き時に空港で預けられるお荷物は、通常一名様当たり15kg～23kg以内です。

※航空会社毎に違いがあるため、預けられるお荷物の最大重量をご確認ください。最大重量は航空券に記載されています。（高価な物をお持ちの場合は日本出国前に予め申告してください。帰国時に税金を掛けられずに済みます。）

2. 搭乗手続き (Check in)

▷空港での搭乗手続き案内

→指定されたカウンターで搭乗手続きを行ってください。

（パスポート、搭乗券をご提示ください。）

：座席（EX：窓側、中間）をお決めになった後で空港職員がお荷物にシールを貼って荷物を預かってくれます。（Claim tag）

→両替を済ませていない方は両替してください。（必要な方のみ）

→保安検査に進んでください。

→Xレイでキャリーバック荷物検査

→税関申告（例：高級品：ゴルフセット等）

→出国審査（パスポート、搭乗券をご提示ください。）

→免税店

→搭乗口に移動してください。

→搭乗（乗務員の指示に従って機内に搭乗し、決められた座席にお座りください。）

★重要事項

フィリピン入国時に第3国への出国航空チケット（又は往復チケット）を持っている場合に限り、フィリピンへの入国が許可されます。（観光ビザ所持の場合）

※片道チケットではフィリピンへの入国が許可されません。（フィリピン学生ビザ・仕事・投資・ワーキングビザ所持者は入国可能です）

▷機内

現地空港に到着する前に、機内で配られる以下のような入国申告書と税関申告書の記入を済ませてください。

<フィリピン入国申告書 見本>

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES DEPARTMENT OF JUSTICE BUREAU OF IMMIGRATION				ARRIVAL CARD				
Fill this card in English with blue or black pen and in CAPITAL letters.								
1	LAST NAME (姓を記入) Z O							
2	FIRST NAME (名前を記入) I N S U N G							
3	MIDDLE NAME (ミドルネームをお持ちでない方は記入する必要はありません)							
4	CONTACT NUMBER AND/OR E-MAIL ADDRESS (電話番号とメールアドレスを記入) 0 9 0 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8 ZOINSUNG@GMAIL.COM							
5	PASSPORT / TRAVEL DOCUMENT NUMBER (パスポート番号を記入) T 0 1 2 3 4 5 6				9	FLIGHT / VOYAGE NUMBER (飛行機の便名を記入) P R 0 1 2		
6	COUNTRY OF FIRST DEPARTURE J A P A N				10 PURPOSE OF TRAVEL (check one only) (滞在目的を記入) <input checked="" type="checkbox"/> PLEASURE / VACATION <input type="checkbox"/> OVERSEAS FILIPINO WORKER <input type="checkbox"/> FRIENDS / RELATIVES <input type="checkbox"/> RETURNING RESIDENT <input type="checkbox"/> CONVENTION / CONFERENCE <input type="checkbox"/> WORK / EMPLOYMENT <input type="checkbox"/> EDUCATION / TRAINING <input type="checkbox"/> BUSINESS / PROFESSIONAL <input type="checkbox"/> OFFICIAL MISSION <input type="checkbox"/> RELIGION / PILGRIMAGE <input type="checkbox"/> HEALTH / MEDICAL <input type="checkbox"/> OTHERS _____			
7	COUNTRY OF RESIDENCE J A P A N							
8	OCCUPATION / WORK (職業を記入) S T U D E N T							
11	SIGNATURE OF PASSENGER (本人の署名) <i>Zo Insung</i>							
				FOR OFFICIAL USE ONLY				

<見本 税関申告書 作成>

 Republic of the Philippines Department of Finance BUREAU OF CUSTOMS			
CUSTOMS DECLARATION			
All arriving passengers must provide the following information. If traveling with a family, only one (1) declaration is required to be made by the head or any responsible member thereof. Please fill-up completely and legibly.			
SURNAME / FAMILY NAME / 姓/		FIRST NAME / 名/ MIDDLE NAME	
KIMURA		TAKUYA	
SEX <input checked="" type="checkbox"/> MALE / 男/ <input type="checkbox"/> FEMALE / 女/	BIRTHDAY (MM / DD / YY) 生年月日/ 07 / 28 / 1981		
CITIZENSHIP / 国籍/ JAPAN	OCCUPATION / PROFESSION / 職業/ STUDENT / 旅券発給日/		
PASSPORT NO TK 123456	DATE AND PLACE OF ISSUE 発行地/ 28 / 01 / 2010, TOKYO		
ADDRESS (Philippine) 住所/フィリピン/ #53 XAVIERVILLE AVE LOYOLA HTS, QUEZON, MANILA	ADDRESS (Abroad) / 住所/日本/ blabla CENTER BLD, 5F 1-11-1 NAKATSU KITA-KU OSAKA, JPN		
FLIGHT NO 航空便名 OZ603	AIRPORT OF ORIGIN 出発空港 INCHEON	DATE OF ARRIVAL 22 / 02 / 2010	
PURPOSE / NATURE OF TRAVEL TO THE PHILIPPINES 旅行目的			
1. <input type="checkbox"/> Balikbayan 2. <input type="checkbox"/> Returning Resident 3. <input type="checkbox"/> Overseas Filipino Worker 4. <input type="checkbox"/> Business 5. <input checked="" type="checkbox"/> Tourist 観光 6. <input type="checkbox"/> Others (Specify)			
NO. OF ACCOMPANYING MEMBERS OF THE FAMILY 同伴家族人数 0			
NO. OF BAGGAGE: Checked-in 1 Pcs. Handcarried: 1 Pcs. 荷物 1個 手荷物 1個 機内搬入			
GENERAL DECLARATION: (Please read important information at the back)			
1. Are you bringing in live animals, plants, fishes and/or their products and by-products? (If yes, please see a Customs Officer before proceeding to the Quarantine Office). <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No			
2. Are you carrying legal tender Philippine notes and coins or checks, money order and other bills of exchange drawn in pesos against banks operating in the Philippines in excess of PHP10,000.00? If yes, do you have the required Bangko Sentral ng Pilipinas authority to carry the same? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No			
3. Are you carrying foreign currency or other foreign exchange-denominated bearer negotiable monetary instruments (including travellers checks in excess of US\$10,000.00 or its equivalent)? (If yes ask for and accomplish Foreign Currency Declaration Form at the Customs Desk at Arrival and Departure areas). <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No			
4. Are you bringing in prohibited items (firearms ammunitions and part thereof, drugs, controlled chemicals) or regulated items (VCDs, DVDs, communication devices, transceivers)? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No			
5. Are you bringing in <input type="checkbox"/> jewelries, <input type="checkbox"/> electronic goods, and <input type="checkbox"/> commercial merchandise and/or samples purchased or acquired abroad? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No			
上の事項は動、植物不法持ち物有無、全部「no」にチェックしてください。			
ALL PERSONS AND BAGGAGE ARE SUBJECT TO SEARCH AT ANY TIME. (Section 2210 and 2212 Tariff & Customs Code of the Philippines as amended)			
I HEREBY CERTIFY UNDER PENALTY OF LAW THAT THIS DECLARATION IS TRUE AND CORRECT		DATE OF LAST DEPARTURE FROM THE PHILIPPINES	
(本人サイン) TAKUYA			
SIGNATURE OF PASSENGER			
FOR CUSTOMS USE ONLY			
PRINTED NAME & SIGNATURE OF CUSTOMS OFFICER	CODE NO.	LANE NO.	DATE

4. フィリピン、マニラの現地空港到着後の入国手続きについて

1. 入国審査台 (Immigration Check)



飛行機が着陸すると機長の案内放送が流れるので、その後でお忘れ物がありませんようにご自分のお荷物をご確認ください。空港のルートに沿ってお歩きくださいますと、最初に入国審査台に到着します。

機内で配られたフィリピン入国申告書と税関申告書の記入を済ませて列に並んでください。入国申告書を機内に置き忘れた場合は、入国審査台の近くに入国申告書を記入する台が並んでいるのでそこで再度記入してください。

※列の少ないところに並んで、ご自分の番になったら出国審査と同じようにパスポートとフィリピン入国申告書をお渡しください。特別な問題が無ければ審査官がパスポートにスタンプを押して返してくれます。

*注意事項

59日のビザで来る方はパスポートに日にちを59日としっかり書いてくれたか確認してください。たまに30 days とだけ書く場合もあるので必ず59日と書いてもらってください。

2 荷物受け取り (Baggage Claim)



入国審査台を通過されましたら、お荷物が到着する大きなベルトコンベアが見えて参ります。お乗りの飛行機の番号が表示されているベルトコンベアでお荷物をお探してください。

お荷物をお受け取りの際に、カートと手伝ってくれる職人がいつも待機していますので、お荷物が多くてもご心配なさる必要はございません。

カートの利用は無料で行えます。

※職員以外の一般人に手伝ってもらった場合、多額の手数料を要求されることがありますのでお気を付けください。

※ お荷物の紛失、又は破損時にはLost & Found事務所で荷物引換証とパスポート、航空券をご提示いただければ証明書を発給してもらえます。

飛行機の中でご記入いただいた税関申告書をお持ちになって税関審査台に向ってください。

3. 税関審査 (Customs)



税関申告書とパスポートをご提出いただきますと、税関申告書にサインをして返してくれます。

その後出入口付近の職員に税関審査台でサインしてもらった税関申告書をご提出してください。

日本の空港でお荷物に付けられたシール (Baggage tag) はフィリピン到着時まで必ず保管しておいて、フィリピンの空港での税関審査通過後、空港を出る前にご自分の荷物が全部揃っていることをご確認のうえで出入口付近の職員にお渡しください。

Eチケットはフィリピン到着時まで紛失しないように大切に保管しておいてください。

*参考事項

税関検査を簡単にするために渡航者は機内で物品、及び現金所持申告書を作成します。

「GENERAL DECLARATIONS : 税関申告書」

申告する物品がない方はExpress/Nothing to Declareと書いてある場所を通過して、申告する物品を所持している方はOrdinary/Goods Declareを通過してください。

税関審査中Xレイ検査に引っ掛かると荷物に' X 'が表示され、再検査が行われます。検査の結果に

より追加で税金を払わなければならなくなった場合は税関審査台でその分をお支払いください。

4. ピックアップ場所に移動

5. 空港でのピックアップ方法とピックアップ場所のご説明（お迎え）

フィリピンには国際空港が3つありますので、ご利用の航空会社が使っているターミナルを調べてピックアップ場所を必ずご確認くださいませようお願い致します。



C 2 1 公式ピックアップ校章

ピックアップ・C 2 1 非常用連絡先

▶空港ピックアップスタッフ 非常用連絡先

マネージャー（KANE）：0922-850-8279(Kane)

▶住所：C21 Language Institute

#53 Xavierville Ave., Loyola Heights, Quezon City, M.M., Philippines

▶フィリピン現地で電話をされる場合

※フィリピン現地の日本人スタッフの電話番号：094-3725-8277、または、092-2850-8282(フィリピン現地電話番号です)

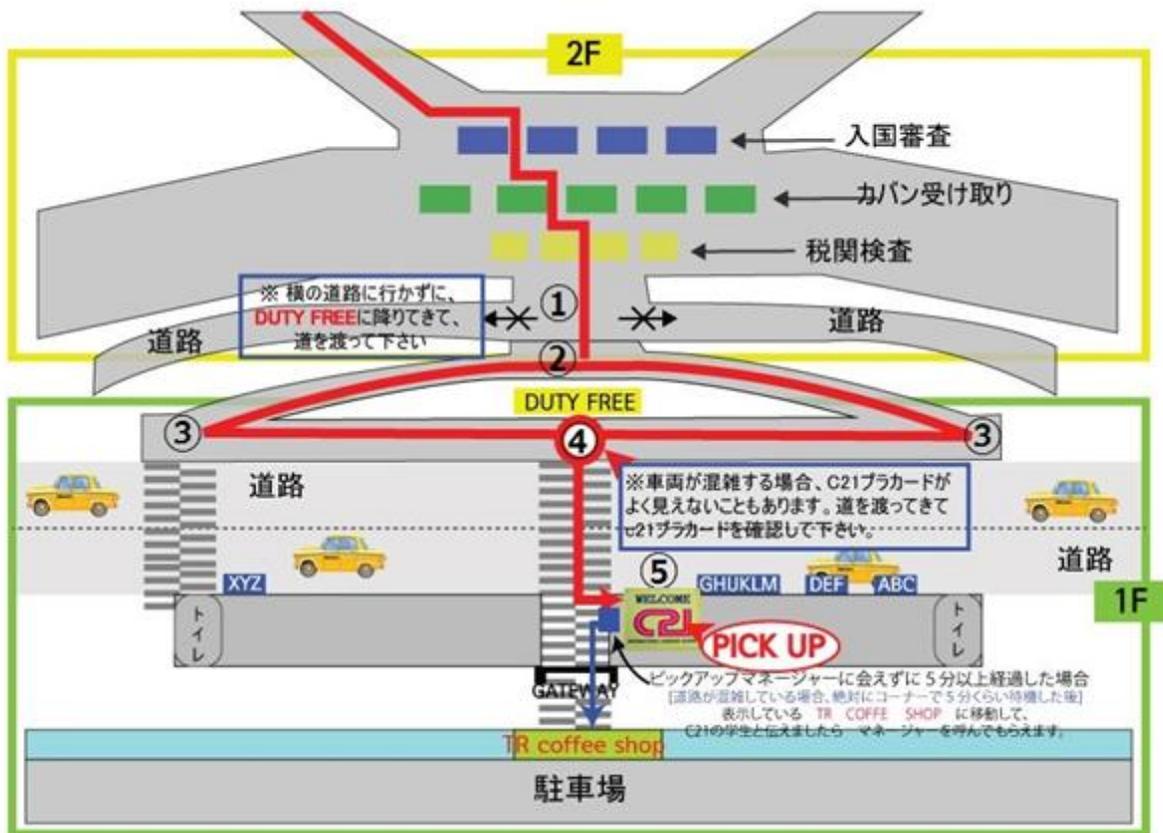
▶C 2 1 非常用連絡先

院長：0922-886-4329 / 副院長：0917-500-8277, 0922-850-8277 室長：0922-886-4326

A. ニノイ・アキノ[ターミナル1] (NINYO AQUINO INTERNATIONAL AIRPORT)

Air China, Air Niugini, Asiana Airlines, Cathay Pacific, China Airlines, China Southern, Airlines, Delta Airlines, Dragon Air, Emirates, Etihad Airlines, EVA Air, Gulf Air, Hawaiian Airlines, JAPAN Airlines, Jeju Airlines, Jestar Airways, Jestar Asia Airways, KLM, Korean Air, Kuwait Air, Kuwait Airways, Malaysia Airline, Qantas, Qatar Airways, Royal Brunei Airlines, Saudia, Singapore Airlines, Thai Airways Int'l, Tiger Airways, United Airlines

-JAL航空、ノースウエスト航空、ASIANA航空、大韓航空、キャセイパシフィック航空等のご利用時
（*PR、5J、NHは違う場所です）



B. フィリピン専用空港（センチナル） [ターミナル2]-フィリピン航空で来る場合 (PR)

Philippine Airlines



動画で説明を聞く：http://youtu.be/PqA5NX_zfGY

空港で全ての手続き（入国審査、荷物受取、税関審査）を終わらせて門の外に出てこられましたら開けた空間があるので、右側に壁に沿って歩いてください。

40メートルほど歩いたら旗やプラカードを持って待っている人が何人かいるのが見えてきます。私どもC21英語学校のフィリピン人ピックアップスタッフもその中で旗を持って待っています。

※黄緑色で示した範囲で待っています。

（*注意：絶対に道路を渡らずに、待っている人達の方に来てください。）

C. NEW NINOI AKINO[ターミナル3] (NEW NINOY AQUINO INTERNATIONAL AIRPORT)

Cebu Pacific, Airphil Express, Zest Airways, All Nippon Airways

-セブパシフィック航空(5J)、ANA航空(NH)で来た場合

The diagram shows the layout of the Arrival Lobby in Terminal 3. Key features include: Immigration, Baggage claim, and Customs counters; a 'WELCOME' sign with the C21 logo; a designated 'ピックアップポイント' (pickup point) marked with a red star; Benches A and B; an Information Counter; a Bank; and a Restaurant. The map also shows exits, transport services, and parking spaces. A red arrow points from the pickup point to a 'View video' button. A red callout box shows a person holding a yellow C21 sign.

税関審査を出てすぐのところに、C21学校のピックアップ場所があります。

View video

Immigration
Baggage claim
Customs

RIGHT EXIT

WELCOME
C21
ピックアップポイント

C21のバナーやペナントが見当たらない場合は、
銀行の前でお待ちください。
*一人で移動しないでください。

Bench A

ARRIVAL LOBBY

Bench B

Restaurant

EXIT INFORMATION COUNTER EXIT BANK TRANSPORT EXIT

BAY11 BAY10 BAY9 BAY8 BAY7 BAY6 BAY5 BAY4 BAY3 BAY2 BAY1

Parking space

空港でのすべての手続きを終えて出ると、
待っている人の中からC21の黄色の旗を見つけることができます。



ピックアップ担当者の連絡先:
0922-850-8279
0922-850-8278
0922-886-4329
0917-500-8277

C21学校の黄色の旗を持っているC21ピックアップ担当者を見つけて下さい。
本人の名前を確認します。
ピックアップ場所が見つからなかった場合(C21黄色の旗が見つからない場合)
ピックアップ担当者にご連絡ください。空港で観光ガイドに頼むと電話してくれ
ます。

ピックアップ用の車(バン)に乗って家に着ると、家で待機しているマネー
ジャーに会うことができます。

動画で説明を聞く: <http://youtu.be/FgKdWXMqi-w>

空港で全ての手続き（入国審査、荷物受取、税関審査）を終わらせて門の外に出て来たら、旗やプラカードを持って渡航者を待っている人達がいるのが見えてきます。

私どもC21英語学校のフィリピン人ピックアップスタッフもその中で旗を持って待っています。

6. ピックアップに問題が発生した場合のC21職員への非常用連絡先

▶空港ピックアップスタッフ 非常連絡先
マネージャー(KANE) : 0922-850-8279(Kane)

▶ 住所

C21 Language Institute

#53 Xavierville Ave, Loyola Heights, Quezon City, Metro Manila, Philippines 1108

フィリピン現地の日本人スタッフの電話番号 : 094-3725-8277、または、092-2850-8282（フィリピン現地電話番号です）

▶フィリピン現地で電話をされる時

435-8277 / 0917-500-8277, 0922-886-4326, 0922-886-4329（宿所：休日で連絡がダメな場合、携帯の方に連絡をお願いします）

▶C21非常用連絡先

院長 : 0922-886-4329 /副院長 : 0917-500-8277, 0922-850-8277

室長 : 0922-886-4326

7. C21英語学校 学校規定事項

※C21英語学校は、学生の皆様にとって快適な学校になるよう日々努めております。

ご不満、ご希望等ございましたら各寮マネージャーにお伝えいただきたく存じます。

◆登録と同時に学校規定事項及び寮規定事項の全てに同意されたものとします。

◆授業終了と同時に学生の皆様に対する本校の責任は全て終了します。

第1部 学校内での英語使用の徹底

・C21英語学校内では**English Only Policy**のもと、母国語の使用を禁止し、より英語に親しみやすい環境をご提供しております。

※重要業務又は緊急事態の解決のために母国語を使用できる場所も設けており、その場所でのみ母国語の使用を許可しております。

・母国語又は英語以外の言語の使用摘発時には以下のようなペナルティーをお支払いいただきます。

一、1回目:100ペソ、2回目:200ペソ、3回目:400ペソ、4回目:800ペソ、5回目:退学処分
二、ペナルティーは摘発後3日以内にお支払いいただきます。この期間内にお支払いいただけない場合は保証金から2倍のペナルティー料金を差し引かせていただきます。

第2部 ご申請、及び費用のお支払い

本校への学生登録申請書の作成後2日以内に登録金を納入していただくと正式に本校の学生として登録されます。語学留学費用は、授業開講4週間前に入金してください。**最短登録可能期間は1週間です。**

※一度お納めいただいた登録金は払い戻しいたしません。予めご了承ください。

第3部 払い戻し規定

※登録費用、ピックアップ代金、SSP等の政府発給物のための費用は払い戻し不可

※本人の病気、又は直系家族の死亡・家族の緊急事態発生等のやむを得ない事情によりコースを中断された場合に限り、申請時期とは関係なく残りの授業料・寮費の50%を払い戻しいたします。(ただし医師の診断書の提出が不可欠です)

・払い戻しは退寮後30日以内にC21から行います。コース終了前4週間を過ぎてからのご申請の場合は払い戻しいたしません。

・費用の払い戻しを申請された際にお受け取りいただく返還金は、全ての手数料(送金手数料、受け取り手数料等)を差し引いた金額になります。

・授業開始後にコースの変更を申請して追加費用が発生する場合、申請時期に関わらず差額を100%負担していただきます。

※差額の払い戻しには応じません。コース決定は慎重にさせていただきますようお願いいたします。

一、4週間以下のご留学のお客様に関する返金規定

- ・開講4週間前にキャンセルする場合:登録費を除いた学費・寮費を100%返還
- ・開講4週間前～開講1週間前にキャンセルする場合 : 登録費全額と授業料、及び寮費30%にあたる金額は返還不可
- ・開講1週間前～出国前にキャンセルする場合 登録費・1週間分の授業料及び寮費は返還不可
- ・現地到着後～開講からその週の金曜日まで:登録費と2週間分の授業料及び寮費は返還不可、かつ残りの期間の授業料、寮費の30%にあたる金額が返還不可
- ・上記以降:返還不可

二、4週間以上のご留学のお客様に関する返金規定

- ・開講4週間前にキャンセルする場合:登録費を除いた学費・寮費を100%返還
- ・開講4週間前～開講1週間前にキャンセルする場合 : 授業料全額返還、登録費と2週間分の寮費は返還不可
- ・開講1週間前～出国前にキャンセルする場合 : 登録費・2週間分の授業料及び寮費は返還不可
- ・現地到着後にキャンセルする場合 : 登録費と2週間分の授業料及び寮費は返還不可、かつ残り期間の授業料及び寮費30%にあたる金額は返還不可
- ・授業が始まり全体期間の25%未満しか授業が進んでいない場合に返還申請時 : 残り授業料、及び寮費50%が返還可能。
- ・授業が始まり全体期間の25%以上授業が進んだ場合に返還申請時 : 返還不可

第4部 授業延長、及び追加授業

- ・学生がコースの延長を希望する場合、コース終了の6週間前にC21または、留学エージェントに申請してください。
- ・延長申請はC21の事務所にある延長申請書に記入することで正式に延長登録の申請をしたこととなり、入学時に預けた保証金(2,500ペソ、\$50もしくは¥5,000)は延長申請費用の代わりになります。延長をキャンセルされた場合は保証金の払い戻しをいたしません。延長申請期間満了までキャンセルなくコースを終了していただければ、退寮時に保証金は100%返還致します。
- ・延長期間が始まる4週間前までに学費&寮延長費が未納、またはキャンセルする場合、保証金は返還されません。
- ・延長期間が始まる4週間前から1週間前の間に延長をキャンセルした場合、2週分にあたる寮費が払い戻し不可。
- ・延長期間が始まる1週間前から始まる前日までは2週分にあたる授業料及び寮費が払い戻し不可。
- ・延長コースが始まった後、全体期間の25%未満経過時に払い戻し申請をされた場合、残りの授業料及び寮費50%を返還いたします。
- ・全体期間の25%以上経過後の払い戻し申請には応じられません。授業料及び寮費は返還いたしません。

- ・ 学生がコース延長を申請した場合、学校は最優先で予約の手続きを行います。
学校の予約確認はC21 またはエージェントにしてください。ただし寮が満員になると申請を受け付けられなくなるため、この場合は責任を負えません。
- ・ 基本の MTM 授業 3 時間+GROUP 授業 3 時間(ライティングを含めて計 7 時間)以外に追加授業を申請される場合、一日 1 時間授業を追加し、これを 4 週間続けたとすると MTM : 150\$/ GROUP : 70\$ で受講可能です。
また、グループ授業からマンツーマン授業への変更をご希望の場合は上記料金それぞれの差額で承ります。(GROUP 1 時間を MTM への変更申請時、4 週間で 80\$を追加でお支払いいただければ授業を変更可能です。)
(ESL コースの基本料金です。他のコースには弱冠の差異があります。)
- ・ 延長費用は延長時(延長申請日) 価格で作成し、たとえプロモーション期間でもプロモーション価格は適用されません。授業が始まる前の日や終了後寮に泊まる場合は追加料金が発生します。
(1 人部屋: \$ 38, 1+2 人部屋: \$ 34, 2 人部屋: \$ 33, 1+3 人部屋: \$ 33, 3 人部屋: \$ 31, 4 人部屋: \$ 30)

第 5 部 学校が負う責任について

- ・ C21 が提供するサービスが、私たちと直接関係のない理由で提供できない場合は、その責任を負う事はできません。例えば飛行機の遅延やキャンセルなどでピックアップサービスを提供出来なかった 場合などがあります。
- ・ また**全ての学校外での行動及び、先生との個人的な外食のどの活動など、学校側から正式な許可を受けずに行った全ての活動の中で起きた損失、損害、人命や財産上の被害等についても責任を負えません。**

C21英語学校の学生たちはC21職員及び教師との航空券購入、旅行商品購入、車のレンタル、家のレンタル等の全ての金銭的取引をしてはならず、C21英語学校はこれにより発生する損失、人名や財産上の被害などに際し責任を負いません。

第 6 部 授業と教師の変更

- ・ 4 週間単位で授業(授業時間または教師)が再編成されます。その際授業と教師に変更希望がございましたら C21 事務所で要請でき、正当な理由によるものであれば変更が可能です。

第 7 部 修了証

- ・ 最低出席日数(90%以上)を満たし、コースを終えた学生達には修了証を授与します。
出席率が 90%未満の場合、修了証は発行しません。

第 8 部 授業変更、または休日

- ・ 授業中担当する教師の退職など、また学生の授業態度の問題等で授業が変わる事もあります。その場合 C21 で決めた教師、授業に従ってください。フィリピン国家、または該当役所から指定された公休日、国経日、特別休日、臨時休日、または自然災害についての休日には授業がなく、これについての臨時授業の保証はありません。教師または学生の問題で授業(授業時間・教師)が変更になることはありますが、この場合別途の被害保証はありません。

第 9 部 MAKE UP (補修授業) についての規定

- ・ 研修中教師の欠勤で補修が発生する場合、学生は下記の 3 つの内 1 つを選択することができます。

自分の教師と違う時間帯に補修(補講発生 1 週間以内) - 次の日すぐに補講日程を決めて下さい
 本来とは違う教師と当日 1 日だけ代理授業を受講
 授業料返還(学生が意図的に補講をうけない場合授業料の 50%、教師が補講を拒否した場合授業料 100%を返還いたします。)

第 10 部 授業内容についての権利及び関連事項

- ・ コースプログラムについての権利は学校側にあり、学校はこれを学生に伝える事なく変更することがあります。学生が規定不履行・暴力・騒ぐ・学校雰囲気乱す行動などをする場合、学校は学生

に警告書を発行し3回警告を受けた場合、お金の払い戻しなく退学・退室処分します。また学生と学校に深刻な問題を起こし損害を加えた場合、事前警告なしに退学処分することもあります。（授業料及び寮費を含む全ての費用は返還いたしません。）これに関連した事項の全ての法的問題と訴訟は学校側が指定権限を持ちます。

第11部 繰越又は譲渡

- ・C21は為替レートの変更、政府による税金の引上、その他政府の法律条項の変更などにより、C21が外部からの価格の変動の影響をうける場合、C21は学校関係の価格を変化させる権限を持ちます。
- ・授業料や寮費の他人への繰越や譲渡は認められません。

第12部 欠席及び遅刻関連事項

- ・無断欠席及び遅刻（遅刻3回は無断欠席1回と数えます）をした場合、以下のようなペナルティが発生します。
ペナルティが4回以上累積した場合、学費の返還なく退学/退室処分といたします。
(1回：100ペソ, 2回：200ペソ, 3回：400ペソ + 保護者連絡(無断欠席&門限を過ぎた場合), 4回：800ペソ, 5回自動退学処置)

第13部 ID関連規定事項

- ・C21英語学校の全ての学生は、学校及び各所属寮にC21英語学校のIDを所持している場合に限り出入り可能です。（IDを所持していても本人の非所属寮には出入りできません。）
ID不所持の場合は出入りできません。

第14部 貴重品規定

- ・現金、貴重品等は各自がそれぞれ保管し紛失しないように注意してください。**本人の不注意で紛失した時には学校・寮で一切の責任を負いません。**寮の部屋の清掃時は特に貴重品等を部屋に放置する事がないよう注意してください。**貴重品は学校事務所に無料で保管できます。**（副院長業務時間:午前10時～12時）

第15部 帰国日関連規定

- ・最終帰国日が決まっている学生の場合は、2週間前に学校側にいつ帰るかお伝えください。2週間前に帰国日を教えていただいた学生には学校側からフィリピンの空港利用時の注意点及び出国関連案内をお渡しします。

第16部 教師と学生の出入規定

- ・学校主催の行事、または寮アクティビティなど公式行事以外に放課後教師と個人的に行っている全ての活動（外出、飲酒、買い物など）は事前に外出許可証を作成し、学校側にご提出いただいた場合に限り許可いたします。
寮の屋上で個人的に行う一切の事柄について学校側では一切の責任を負いません。

8. C21英語学校 寮規定事項

- 第1部 セミスパルタ英語寮（特別寮以外）は以下のようなタイムテーブルを守らなければなりません。

Time table (月～木)

TIME	ACTIVITES INFO	MEMO
08:00~18:00	授業及び自由時間	授業は 08:00~18:00 の間に行われ、学生は基本的に 6+1 時間の授業を受けることになります。
17:30~19:00	夕食及び自由時間	3 食全て韓国食でのご提供/アクティビティ前に緊急を要する個人的な業務を行うことができる時間/スポーツジム利用(18:40~20:15 アテネオジム)
19:00~20:30	Self study & English Speaking Time	先生と一緒に会話のできる英語環境をご提供 各部屋、寮自習室、食堂等で自習
20:30~21:20	1ST 夜間 授業	各レベルに合わせて担当の教師と 授業 を進行
21:20~21:30	休憩時間	-
21:30~22:20	2ST 夜間 授業	各レベルに合わせて担当の教師と 授業 を進行
22:20~22:35	休憩時間	-
22:35~23:30	Self study & English Speaking Time	先生と一緒に会話のできる英語環境をご提供 各部屋、寮自習室、食堂などで自習
23:30~24:00	自由時間	Farewell Party は金曜日の夜間アクティビティ終了後から週末だけ可能です。
24:00	門限	平日(日～木)は 24:00, 週末(金、土、公休日 前日)は 02:00 です。

Time table(金)

TIME	ACTIVITES INFO	MEMO
08:00~18:00	授業及び自由時間	授業は 08:00~18:00 の間に行われ、学生は基本的に 6+1 時間の授業を受けることになります。
17:30~19:00	夕食及び自由時間	3 食全て韓国食でのご提供/アクティビティ前に緊急を要する個人的な業務を行うことができる時間/スポーツジム利用(18:40~20:15 アテネオジム)
19:00~20:00 19:20~21:20	夜間 授業 Sports Activity	二つの中から選択 各レベルに合わせて担当教師と一緒に 授業 を進行 マリキナシティ総合競技場、アテネオ大学、ボーリング場、ビリヤード場など場所はローテーションで進行
20:30~02:00	自由時間	Farewell Party は金曜日の夜間アクティビティ終了後から週末だけ可能です。
02:00	門限 (Curfew)	平日(日～木)は 24:00, 週末(金、土、公休日 前日)は 02:00 です。

※後述のような行動に対してはペナルティを科します。ペナルティ回数限度に達した場合、返金無しで退室、退学処分いたします。

① E.O.P 及び Time table を守らなかった場合

(1 回 :100 ペソ, 2 回 : 200 ペソ, 3 回 : 400 ペソ+保護者通報及び副院長と相談, 4 回 : 800 ペソ, 5 回 : 自動退学処分)

② 門限(Curfew)を守らなかった場合

(1 回 :警告状, 2 回 : 警告状+保護者への通報及び副院長との相談, 3 回 : 返金無しで退室、退学処分)

※E.O.P 政策、寮の Time table を守らなかった場合、門限(Curfew) 守らなかった場合のそれぞれのペナルティは合計累積ではなく個々の累積で適用します。

※ペナルティとして違反金の納付を求められた場合、学生は 3 日以内にお金を納めなければなりません。3 日以内に違反金をお納めいただけない場合は寮の保証金から未納金額の 2 倍を徴収させていただきます。(違反金は学生の留学成功のために 100%還元し、毎月出所を公示します。)

※週末と休日の食事時間と門限以降の時間(Curfew)を除いた残りの時間は個人の自由時間です。
(教師によって提供される英語環境は前述のタイムテーブルに沿って行われ、週末及び休日は教師の自由時間です。自由時間には英語環境提供の責任はありません。)

第2部 寮保証金規定

寮入室時に保証金 2500 ペソ(または 5 千円、\$50)を学校に預けていただきます。退室時に部屋の設備に問題が無く、かつペナルティの累積が無い場合は 100%保証金を返還いたします。

第3部 寮追加費用規定

授業開始日の前日や本校への学生登録期間終了後、寮に延泊する場合は毎日追加料金をいただきます。
(1 人部屋: \$ 38, 1+2 人部屋: \$ 34, 2 人部屋: \$ 33, 1+3 人部屋: \$ 33, 3 人部屋: \$ 31, 4 人部屋: \$ 30)

第4部 鍵管理規定

寮の鍵を紛失した場合、安全と盗難防止のためにドアノブ自体を変えるため、英語寮 1 の場合 2,500 ペソ、英語寮 2 及び特別寮は 2000 ペソを寮の保証金から差し引かせていただきます。

第5部 個人物品規定

寮施設の備品以外の個人的に必要な物、消耗品は各自購入をしていただきます。(歯みがき粉、石鹸、シャンプー、トイレットペーパー、タオル等)

第6部 寮サービス規定

寮費用には 1 日 3 食の食費が含まれ、**洗濯、管理、掃除**等のサービスをご提供します。
洗濯の場合、Tシャツやズボンなどは水で色が落ちない物を洗濯し、破れやすい下着等の薄い衣類、または高価な服やドライクリーニングが必要な衣類、靴などは該当しません。
洗濯サービスに関連した被害と損失、紛失について寮及び学校では責任を負いません。寮周辺の洗濯所、寮内に備え付けの洗濯機は使用可能です。
掃除は週 3 回実施します。
特別な事情により規定外のサービスを受ける必要がある場合は各寮のマネージャーに要請してサービスを受けるようにしてください。

第7部 電気代、水道代規定

電気代、水道代は寮費用とは別途に部屋ごとにルームメイトと使用した料金を分けてお支払いいただきます。

第8部 寮内 禁止事項

寮内では喫煙、または飲酒等の他人に被害を与える行為は禁止(酒類は持ち込みも禁止です。)しております。摘発時は警告無く退室退学処分いたします。
また寮内で厳しく禁止している男女の混宿、賭博、暴力等の行為を犯した場合も同様に警告無く退室、退学処分いたします。(授業料及び寮費を含む全ての費用は返還いたしません。)

第9部 外部人 出入規定

C21 英語学校が運営する各寮では外部の人間の出入りを厳しく取り締まり、例え本校の学生であったとしても非所属寮への出入りを禁止しております。
万が一学生を含む外部の人間が許可無く寮内に立ち入るような事が起きた場合、各寮マネージャーから警告するとともに盗難事件の発生時には責任を問わなければなりません。C21 在籍の各寮所属学生並びにその親族または婚姻関係にある方が各寮の訪問を希望される場合は、8:00～20:00 の間で時間を指定し、訪問前に必ず各寮マネージャーの許可をとって訪問者認識票を作成してください。

第10部 寮紛失物管理または、貴重品規定

寮内で共同利用する場所（ラウンジ、食堂、自習室等）を利用するために自室を離れるときは、外出時間がどんなに短くとも自室のドアを閉め、鍵をかけるようにしてください。

団体生活の場ですので個人の所有物が紛失する恐れがあります。
私物の管理に関しては自己責任で十分に注意し、本人の不注意で所有物が紛失した場合、学校側では責任を負いません。
所持品、現金、高価な貴重品（パソコン、財布、アクセサリ、カメラ、携帯、MP3など）を寮内に保管する場合は自己責任で紛失しないよう注意してください。紛失の恐れが大きいと感じられた方は、**学校の無料サービスとして貴重品の保管を承っております**ので学校の事務所に貴重品を預け、保管証をもらってください。学校で保管する物品については100%責任を持ちますが、それ以外の**学校側で把握及び保管していない個人で保管している物品の紛失、損傷等の損害については学校側では責任を負いません。**

第11部 使用する部屋の出入規定

本校が運営する各寮では、**異性間の部屋の出入りを厳しく取り締まっております。**
また、**同性間の部屋の出入りに関しても**学生達の安全管理と盗難防止のため**22:00以降は他の学生の部屋への出入りを禁止し、これを守らず警告を3回以上受けた場合退室、退学とします（支払の返還なし）**

第12部 火災関連規定

火災が発生する恐れのある製品の使用を禁止します。
そのため寮での**炊事行為は禁止**しております。これを守らない場合警告処分とします。

第13部 寮内コンピュータ及びWiFi利用規定

寄宿舍内では寮生が共同で使用できるコンピュータはご提供しません。
インターネットのご利用をお望みの方は個人毎にノートパソコン等をお持ちいただかなければなりません。

寮内の全部屋でWIFI環境を無料でご提供します。
ただ、フィリピンのインターネット回線の事情によりご提供できなかったとしてもC21 英語学校ではいかなる責任も負いません。
WIFIは無料でご利用いただけますが、他の寮生への配慮も踏まえ、10メガバイト以上の大きさのファイルのダウンロードは厳禁とします。（10メガバイト以上の大きさのファイルをダウンロードしなければならない事情が生じた場合、01:00～10:00の時間帯にのみ許可いたします。）

第14部 寮の規定

学生が入寮する際、寮及び部屋は本校事務所側が決定いたします。
特別な事情がない限り全学生は最初に割り当てられた部屋で生活し、他の部屋での就寝を禁止します。
その他ルームメイトとの間で何かしらの問題が生じたときは、まず学生から各寮マネージャーに問題についての詳細をお伝えいただき、その後本校が改善のための処置を行います。

第15部 寮費用返還規定

キャンセルまたは諸事情による寮費用の払い戻しを申請された場合、全体登録期間の25%が経過の時点での払い戻し申請であれば寮費の50%を返還いたします。全体登録期間の25%以上経過後の払い戻し申請には応じません。

本人の病気、直系家族の死亡によりキャンセルせざるを得ない場合に限り、申請時期とは関係なく寮費の50%を払い戻しいたします。

本校寮規定に違反して退室及び退学処分となった場合、寮費の払い戻しはいたしません。授業料の返還については授業料返還規定に従います。申請時に残りの登録期間が4週間以下だった場合、寮費の払い戻しには応じません。

第16部 物品使用規定

各部屋の備品の他の部屋への移動は禁止しております。これに違反した場合は警告処分とします。C21英語学校の所有物並びにその他関連施設の備品の破損時には、相応の賠償をしていただかなければなりません。

第17部 寮費用の繰越または、譲渡規定

寮費の繰越または、他人への譲渡はできないものと定めております。

第18部 食堂利用関連規定

<食事時間>

	朝食	昼食	夕食
月～金曜日	7:00～8:15(8:30)	12:30～13:30(13:45)寮	17:45～18:45(19:00)
土日／祝日	8:00～9:00(9:15)	12:00～13:00(13:15)	17:45～18:45(19:00)

()内の時間は食堂の運営時間を、その前に記入した時間はラストオーダーの時間です。

※食事時間は諸事情により変更する可能性があります。予めご了承ください。

食堂内での個人的な炊事は原則禁止しております。(例外的にインスタントラーメンに限り24時までであれば食堂での調理を許可いたします。※後片付け(皿洗い、整理整頓)をしなかった場合警告処分とします。)

第19部 寮生活関連規定

寮内では露出の多い服装は控えていただきます。

フィリピンでは日本の常識が通用しないことが多々あることをご理解の上でお越しく下さい。また本校の学生についても様々な国籍の学生が在籍しておりますので、日本の基準に合わせたサービスをご提供できるとは限りません。

日本人はフィリピンでは外国人であり、留学生として勉強しに来ているということを忘れないでください。

第20部 寮門限事項(CURFEW)及び外泊

寮の門限は日曜日から木曜日までは24:00、金曜・土曜・公休日前日の夜は26:00です。

門限以後の出入りを禁じます。門限を破った場合、1回目一警告、2回目一保護者に連絡と相談、3回目一退室、退学処分とします。

平日はもちろん、週末または公休日であっても登校日の前日は外泊を禁じます。違反した場合は警告処分とします。

例外的に週末、公休日に学生の家族または親族が訪問した場合に限り、門限以後であっても寮の出入りを許可します。※旅行申請書及び認証写真の提出者に限ります。

第21部 寮出入規定

全在學生はC21 英語学校が発給するIDカードを携帯し、本校に関連する全ての施設への出入りの際にこれを提示し、本校の學生であることを証明しなければならない義務があります。

IDカードを携帯していない學生の本校関連施設への出入りは認めません。

IDカードを紛失した場合は再発行申請をしなければならず、再発行までの期間は臨時のIDカードを携帯しなければなりません。

本校への訪問者にも臨時のIDカードを携帯していただきます。

申請時は本校で申請書を作成していただきます。申請資格があるのは學生の家族だけです。

上記寮出入規定に違反した場合、そのことに関連して生じた全ての事柄について、違反者に責任を負っていただきます。

第22部 施設及び備品利用規定

施設及び備品の利用期間を厳守していただきます。違反した場合は警告処分とします。

第23部 寮・部屋の変更または、期間延長関連事項

特別な理由がある場合に限り部屋の変更が可能です。※基本的には部屋の変更は認めません。

寮、または部屋変更を行うにあたり、寮費に差額が発生する場合は以下のように処置いたします。

寮の変更は1か月に1度だけ可能なものとし、寮費の差額は1週間単位で請求いたします。

変更前4週間よりも前にご申請いただいた場合：寮費の差額は100%払い戻しいたします。

変更4～2週間以前までにご申請いただいた場合：寮費の差額の50%を払い戻しいたします。

変更前2週間を過ぎた後にご申請いただいた場合：寮費の差額は払い戻しません。

***追加費用が発生する場合は申請時期に関わらず差額を100%負担していただきます。**

***新入生には寮に適應できるかを確かめるための猶予期間が1週間与えられます。どの寮が最適かをよくお考えください。**

第24部 寮規定に違反した際の処置について

C21 寮規定の全条項について、各規定に対する違反時の警告3回の累積で本校を退学または各寮からの退室処分とし、これによる授業料、寮費を含めた全ての費用についての払い戻し申請には応じません。

第25部 その他

規定内に納得していただけない事項がある場合、運営者と學生が話し合う場を設け解決することといたします。

学校関連施設及びその備品破損、損傷時の賠償またはその他違反によるペナルティーのお支払い額が保証金を上回った場合、差額を100%負担していただくと共に、保証金2500ペソを再度お納めいただきます。